

真岡市婚活イベント開催事業補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、未婚化や晩婚化などの少子化の要因を解消するため、結婚推進を目的とした独身男女の出会いの場を創出する事業を行う団体等に対し、経費の一部を補助することについて、真岡市補助金等交付規則(昭和43年規則第2号。以下「規則」という。)に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(補助対象団体)

第2条 補助金の交付対象となる団体は、NPO、法人等であって、次の各号に掲げる要件をすべて満たすものとする。

- (1) 主として市内で活動を行う団体であること。
- (2) 政治活動、宗教活動を行うことを目的としていない団体であること。
- (3) 結婚支援を営利の主たる目的とする団体でないこと。

(補助対象事業)

第3条 補助の対象となる事業は、20歳以上の独身者を対象に、市内で実施される結婚支援事業であって、次の各号に掲げるすべての要件を満たすものとする。

- (1) 事業の定員が20名以上であること。
- (2) 事業の定員の男女比率は同数であること。
- (3) 事業の定員のうち過半数が市内在住者又は市内に通勤する者であること。
- (4) 参加者から参加費等を徴収する場合において、適正な額が設定されている事業であること。
- (5) 会場として市内の施設等を1か所以上使用すること。
- (6) 広く一般から参加者を募集すること。
- (7) 公序良俗に反する内容などを含まない事業であること。

(補助対象経費)

第4条 補助金の交付対象となる経費は、別表に定めるとおりとする。

(補助金の額等)

第5条 補助金の額は、事業に要する経費のうち補助対象経費から参加費その他の収入額を控除した額とし、1事業につき50万円を限度とする。

2 同一補助対象団体への補助は、同一年度内に1回を限度とする。

(補助金の交付申請)

第6条 補助金の交付を申請しようとする補助対象団体は、真岡市婚活イベント開催事業補助金交付申請書(様式第1号)を市長に提出しなければならない。

(補助金の交付決定)

第7条 市長は、前条の申請があった場合はその内容を審査し、補助金の交付の可否について、真岡市婚活イベント開催事業補助金交付(不交付)決定通知書(様式第2号)により、当該申請書を提出した者に通知するものとする。

(実績報告)

第8条 前条による補助金の交付の決定通知を受けた補助対象団体は、当該事業が完了したときは、完了した日から起算して30日を経過した日又は当該年度の3月31日のいずれか早い日までに、真岡市婚活イベント開催事業補助金実績報告書(様式第3号、以下「実績報告」という。)を市長に提出しなければならない。

(補助金の額の確定)

第9条 市長は、前条の規定による実績報告を受けた場合において、当該実績報告が補助金の交付決定内容及びこれに付した条件に適合するものであるかを審査し、又は必要に応じ検査し、適合すると認めるときは、交付すべき補助金の額を確定し、真岡市婚活イベント開催事業補助金確定通知書(様式第4号、以下「補助金確定通知」という。)により、補助対象団体に通知するものとする。

(補助金の交付請求)

第10条 前条による補助金確定通知を受けた補助対象団体は、補助金請

求書（様式第5号）により市長に請求するものとする。

（交付決定の取消し）

第11条 市長は、補助対象団体が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、補助金の交付決定の全部又は一部を取り消すことができる。

（1）この要綱に違反する行為があったとき。

（2）その他市長が不適切と認めたとき。

（補助金の返還）

第12条 市長は、前条の規定により交付決定の全部又は一部を取り消した場合において、すでに補助金を交付しているときは、期限を定めてその全部又は一部の返還を命ずることができる。

（その他）

第13条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、市長が別に定める。

別表（第4条関係）

項目		内容（例）
報償費		講師への謝礼等（謝金、交通費、弁当代含む。）
需用費	消耗品費	事務用品購入代
	燃料費	ガソリン代、灯油代
	印刷製本費	チラシ、ポスター等の印刷代
役務費	通信運搬費	郵便料、電話料等
	保険料	損害保険料等
使用料		会場使用料、バス借上げ料等
その他		市長が必要と認める経費